
>>>

JPA事務局ニュース <No.90> 2013年2月3日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
発行責任者 水谷幸司(事務局長)
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆2013年度(平成25年度)予算政府案、閣議決定 難病、長期慢性疾患患者にかかわる予算は？

2013年度(平成25年度)予算政府案が1月29日閣議決定されました。

予算規模総額 92兆6115億円(対前年比2.5%増)、省庁別では厚生労働省は29兆4321億円(対前年比10.3%増)、文部科学省は5億3558億円(対前年比1.1%減)。防衛省予算は4兆7532億円(対前年比0.8%増)と11年ぶりに増額となっています。

予算政府案全体の資料は財務省ホームページに出ています。

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/seifuan25/index.htm

厚生労働省予算の資料は厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13syokan/>

疾病対策課(難病予算)、母子保健課(小児慢性特定疾患治療研究事業他)、障害者雇用対策課、厚生科学課(科学技術関係予算、研究費予算)、臓器移植対策室(移植対策)の予算は、JPAホームページに掲載しています。

<http://www.nanbyo.jp/news2/130201.html>

☆『難病患者等に対する障害程度区分認定』(認定調査員マニュアル、 医師意見書記載の手引き、市町村審査会委員マニュアル別冊)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、平成25年1月23日付

<http://www.nanbyo.jp/news2/130202.html>

2月12日に厚生労働省で行われる「障害者の範囲への難病等の追加に係る自治体担当者会議」でも詳しく説明されるかと思いますが、4月からの障害者総合支援法の施行で、難病等の人たちが障害福祉サービスを受ける際の認定などの

際に使われる「マニュアル」が各自治体に配布されています。いくつかの自治体では、既にホームページなどで公開されていますので、JPAホームページにも掲載することにしました。

対象となる疾病一覧はもとより、疾患群別の難病の特徴や、JPAで行った平成22年度難病患者等の日常生活と福祉ニーズに関するアンケート調査の回答から、症状の変化の状況や福祉サービスの利用状況（難病患者等居宅生活支援事業）などのデータとともに、認定調査員が調査するうえでの留意点、配慮すべき観点などが丁寧に書かれています。また、一次判定では難病等の特性が反映されづらい状況を考慮して、今年度の居宅生活支援事業受給者を対象に現行の障害程度区分認定をあてはめて聞き取り調査を行った検証事業の結果をふまえて、二次判定で上位区分変更した例示や、医師意見書の記載様式事例なども掲載されています。

このマニュアルが市町村に行き届くことがまず福祉利用の第一歩となりますので、患者会でもこのマニュアルをよく読んで、施策を積極的に活用できるように準備をしましょう。

☆「難病対策の改革について（提言）」の完全版が1月31日付で公表されました

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002udfj.html>

同日、疾病対策部会で了承され、公表されたものです。

☆「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）も、2013年1月30日、公表されました

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002u19d.html>

社会保障審議会児童部会「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」（委員長：五十嵐隆 国立成育医療研究センター総長、日本小児科学会会長）において、「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方」（中間報告）がとりまとめられました。

今後、難病対策の改革にあわせて法整備に入ります。

-----*